

生食発0603第2号  
平成28年6月3日

各地方厚生局長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
(公印省略)

「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づく対応について

「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)に基づき、本年1月22日に「農林水産業・地域の活力創造本部」の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」(座長:経済再生担当大臣)において、今般、「農林水産業の輸出力強化戦略」が別添1のとおり取りまとめられました。

これに基づき、当省所管の輸出関連手続のうち、水産食品については別紙1、自由販売証明書については別紙2のとおり改正を行い、本年6月10日より施行することとしましたので、その趣旨を踏まえ、実施についてよろしくお願ひします。主な改正内容は下記のとおりです。

なお、各都道府県知事等宛てに別添2、一般社団法人食品衛生登録検査機関協会会長宛てに別添3のとおり通知していることを申し添えます。

記

1. 衛生証明書等の発行手続の簡素化、迅速化及び利便性の向上

(1) 電子メールによる発行申請の受付

衛生証明書及び自由販売証明書について、電子メールによる発行申請を可能し、その手続を定める。その実施に際しては、輸出者等関係事業者に対し、発行申請用のメールアドレスを周知するとともに、衛生証明書等の交付についても、料金着払いによる郵送等柔軟な対応をお願いする。

(2) 中国向け輸出水産食品の証明書発行申請時の添付書類の簡素化

- ア 衛生証明書発行申請時に添付することとしている同一の登録施設で加工等された同一製品に係る自主検査の試験成績書について、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には、有効期間を1年間から3年間に延長することとする。
- イ 同一製品を継続して輸出する場合に、証明書発行機関においては試験成績書を保管、参照することとし、有効期間内の申請時の添付を省略できることとする。
- ウ 衛生証明書発行申請時に添付することとしている「中国向け輸出水産食品の官能検査実施報告書」を廃止し、「衛生証明書発行申請書」に必要な記載欄を設けることとする。

## 2. 衛生証明書の発行対象の拡大（自由販売証明書の発行要件の見直し）

輸出のみを目的として製造・加工された食品であっても、原材料や製造方法等により食品衛生法に従って製造・加工されたものであることが確認できるものについては自由販売証明書の発行を可能とする。